

別紙 23 各諸室の面積

各諸室の面積については、平成 18 年 12 月 1 日公表の設計・建設要求水準書（案）P 9 の“各諸室の面積は、「別紙 3 諸室整理票」に記す面積以上とすること。”との規定を下記のとおり変更します。

《修正》

各諸室の面積については、下表に示す機能・部門別の面積以上とすること。なお、各室については、「別紙 3 諸室整理票」に示す各室の規模（面積）から大幅な乖離がないようにすること。

機能・部門別内訳	下限面積
保健所・保健センター	—
すこやか親子機能（A-1 から A-17）	1,090m ²
健康いきいき機能（B-1 から B-5）	550m ²
生活衛生機能（C-1 から C-10）	300m ²
市民参画機能（D-1 から D-3）	530m ²
休日夜間急病診療所（E-1 から E-28）	782m ²
その他（F-1 から F-15。ただし、レストラン（F-8）を除く）	1,725m ²
試験検査棟（C-11 から C-30）	760m ²
車庫棟（F-16）	200m ²
地域療育センター（仮称）	—
相談部門（G-1 から G-5）	160m ²
医療部門（H-1 から H-15 及び I-1 から I-13）	1,263m ²
外来グループ療育部門（J-1 から J-6）	330m ²
管理部門（K-1 から K-4）	130m ²
その他（L-1 から L-6）	455m ²

※（ ）内は「別紙 3 諸室整理票」に示す各室の部屋 No.である。（ ）内に示される各室の面積の合計が下限面積以上となることを要求する。